

Member Circular No. 11/2021

2022 年 1 月

固定保険料ベースのP&Iメンバーと小型船加入者向けの特別サーキュラー – 感染症／コロナウィルスのリスクに対する特別な担保範囲の拡張

こちらは、英文記事「[Special Circular to fixed premium P&I Members and Small Craft customers - special extension of cover for communicable disease/coronavirus risks](#)」（2022 年 1 月）の和訳です。

この記事は、2022 年のクラブールの改定に関する [Member Circular 10/2021](#) に関するものです。

このサーキュラーは、固定保険料ベースの P&I メンバーと小型船加入者に対し、感染症／コロナウィルスのリスクに対する特別な担保範囲の拡張に関する追加情報を提供するものです。

国際グループのプール協定外に出再されている固定保険料ベースの P&I 担保 - 感染症のリスクに対する特別な担保範囲の拡張

昨年と同様に¹、標準的な P&I 担保を補足するものとして手配されている、傭船者、可動式海洋施設（MOU）等を対象とする追加担保など、Gard P. & I. (Bermuda) Ltd. と

Assuranceforeningen Gard – gjensidig（以下「当組合」といいます）の固定保険料ベースの P&I 事業²を対象とするマーケット再保険契約には、サイバーリスクやコロナウィルスリスクに関する免責規定が盛り込まれます。しかし、2022 年 2 月 20 日に始まる 2022 年保険年度については、コロナウィルス免責規定（LMA 5395）を本サーキュラーの付表 I として添付されている感染症免責規定（JL2021-014）に新たに置き換えることになりました。これは、海洋とエネルギーに関するすべての賠償責任保険／再保険契約に関して新たに標準的な文言となるものです。海事サイバー特約（LMA 5403）については変更はありません。

2022 年保険契約については、固定保険料ベースの P&I 保険に対する標準的な担保条件を主要な再保険の取決めに合致させるため、感染症免責規定（JL2021-014）とサイバー特約（LMA 5403）が、可動式海洋施設（MOU）に関する P&I ルール、追加保険条件、および傭船者の P & I リスクに係る個々の加入証明書に盛り込まれます。

¹ [Member Circular 16/2020](#)

² 固定保険料ベースの P&I 担保は、国際グループのプール協定外に出再されています。

昨年と同様に、固定保険料ベースの P&I セグメント内での感染症リスク（コロナウィルスリスクを含む）に対する保護を求めるニーズに応えるため、当組合は、メンバーの皆様に対して、下記の種類の保険担保に関し、特別な担保範囲の拡張を提供します。担保範囲の拡張（以下「感染症特別拡張」といいます）は、一船一事故あたり 1,000 万米ドルをサブリミットとして、感染症免責規定（JL2021-014）がなかったならば合意した加入条件の範囲内に該当する責任、損失および費用をその内容とします³。

感染症拡張規定は、当組合が提供する以下の固定保険料ベースの保険担保に適用されます。

- 包括傭船者総合賠償責任担保
- 可動式海洋施設（MOU）に関する P&I
- 船員担保
- 船主と傭船者に関する包括運送人担保
- 拡張船員担保
- 海洋施設・特殊船に関する包括総合賠償責任担保（CGL）
- MOU に関する包括総合賠償責任担保（CGL）
- ダイバー担保
- 離路貨物担保

上記の保険担保に関して 2022 保険年度について発行される加入証書または保険証券には、以下の規定が含まれるものとします。

「感染症拡張規定

本書の定めまたは適用されるルール／約款の別段の定め（感染症免責規定（JL2021-014）を含むが、これらに限定されない）にかかわらず、この加入証書／保険証券が証する保険契約は、感染症免責規定（JL2021-014）がなかったならばこの加入証書／保険証券に定めるとおりに合意した加入条件に基づく担保範囲内に該当する責任、損失および費用を含むよう拡張される。この感染症拡張規定に基づく当組合／保険者の責任は、一船一事故あたり 1,000 万米ドルまたはこの加入証書／保険証券に定める適用限度額のうちいずれか低い方の額を限度とする。保険のその他のすべての条件および制限には変更はない。」

2022 保険年度の感染症拡張について追加保険料が課されることはありません。

³ サイバー特約に従って免責されたリスクについては、担保範囲の拡張は提供されません。

固定保険料ベースの P&I 商品に関する感染症拡張規定についてのご質問は、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

Gard Marine & Energy Limited または Gard Marine & Energy Insurance Europe AS の船体保険または P&I 保険に加入している小型船舶 – コロナウィルス免責規定、サイバー特約およびコロナウィルスのリスクに対する特別な担保範囲の拡張

小型船舶向けの船体保険および P&I 保険は、Gard Marine & Energy Limited のノルウェー支店または Gard Marine & Energy Insurance Europe AS（以下「保険者」という）が引き受けており、海洋 & エネルギー事業に関する再保険の取決めの一部です。昨年と同様に、海洋 & エネルギー事業に関する再保険の取決めには、サイバーリスクとコロナウィルスリスクに関する免責規定が盛り込まれます。固定保険料ベースの P&I 事業とは異なり、2022 保険年度については、こうした免責規定には変更はありません⁴。

コロナウィルス拡張

上記の固定保険料ベースの P&I 保険に基づく保険担保に加えて、小型船舶の P&I リスク⁵については、コロナウィルス免責規定（LMA 5395）がなかったならば合意した加入条件の範囲内に該当する責任、損失および費用に関する特別な担保範囲の拡張も提供されます。

特別拡張に基づく保険者の責任は、一船一事故あたり 1,000 万米ドルを限度とします。したがって、小型船舶 P&I リスクに関して 2022 保険年度について発行される加入証書には、以下の規定が含まれるものとします。

「コロナウィルス拡張規定

この文書の定めまたは適用されるルール／約款の別段の定め（コロナウィルス免責規定を含むが、これに限定されない）にかかわらず、この加入証書／保険証券が証する保険契約は、コロナウィルス免責規定がなかったならばこの加入証書／保険証券に定めるとおりに合意した加入条件に基づく担保範囲内に該当する責任、損失および費用を含むよう拡張される。このコロナウィルス拡張規定に基づく保険者／当組合の責任は、一船一事故あたり1,000万米ドルまたはこの加入証書／保険証券に定める適用限度額のうちいずれか低い方の額を限度とする。保険のその他のすべての条件および制限には変更はない。」

⁴ 小型船舶船体保険に関しては、関係する LOH（船舶不稼働損失）／LOH 戦争危険について、不稼働損失 – 感染症免責規定（北欧海上保険協会(Cefor)フォーム 2020/284）が適用されます。その他の点については、特別サーキュラー [Special Circular Small Craft February 2021](#) をご参照ください。

⁵ 小型船舶の船体に関するリスクについては、担保範囲の拡張は提供されません。

2022保険年度の小型船舶P&Iリスクについては、コロナウィルス拡張について追加保険料が課されることはありません。

小型船加入者向けのサイバーリスクとコロナウィルスリスクの免責やコロナウィルス拡張についてのご質問は、[ガードジャパン株式会社](#)までお問い合わせください。

敬具

GARD AS



Rolf Thore Roppestad

CEO（最高経営責任者）

付表 I

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）後の感染症免責特約
(海洋賠償責任契約およびエネルギー賠償責任契約用)

1. 世界保健機関（WHO）が**感染症**の発生が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（以下「**宣言対象感染症**」という）であると判断した場合、**宣言対象感染症**の感染または感染の疑いから直接生じる損失、損害、責任または費用については、本（再）保険のもとでは、いかなる補償も提供されない。
2. **宣言対象感染症**の感染と特定された事例から責任が直接生じたが、感染と特定された事例の発生が WHO による**宣言対象感染症**であるとの判断日より前であることを（再）被保険者が証明した場合には、この特約第 1 項の免責は、本来であればこの（再）保険での対象である被（再）保険者の責任には適用されない。
3. ただし、この特約第 2 項の要件が満たされた場合であっても、以下の事項については、本（再）保険のもとではいかなる補償も提供されない。
 - A. **宣言対象感染症**の特定、浄化、無毒化、除去、監視または試験に係る責任または費用。その措置が予防的なものか、是正的なものかを問わない。
 - B. 名目のいかなを問わず、**宣言対象感染症**の結果としての逸失収益、不稼働損失、事業の中断、市場の喪失、遅延または間接的な金銭的損失についての責任、またはこれらに起因する損失もしくは費用。
 - C. **宣言対象感染症**のおそれまたは脅威により生じる損失、損害、責任または費用。
4. この特約において、「**感染症**」とは、何らかの物質または因子によってある有機体から別の有機体に感染することができる既知または未知の疾病をいい、以下の定めのとおりとする。
 - A. その物質または因子には、ウイルス、バクテリア、寄生その他の有機体またはこれらの多様体もしくは変異（生存しているとみなされるか否かを問わない）を含むが、これらに限定されない。
 - B. 感染の方法（直接か間接かを問わない）には、人との接触、空気感染、体液感染、固形物もしくは固体表面もしくは液体もしくは気体間の感染もしくはこれらを介した感染を含むが、これらに限定されない。

- C. 疾病、物質または因子は、その単独で、もしくは他の併存疾患、状態、遺伝的感受性もしくはヒトの免疫系と相まって、死、疾患もしくは身体的被害を引き起こすか、または一時的もしくは永続的にヒトの身体的もしくは精神的健康を損なうか、またはあらゆる種類の財産の価値もしくは安全な使用に悪影響を及ぼすことがある。
5. この特約は、この特約が付帯していなければこの（再）保険のもとでは担保されなかった責任を担保するために、この（再）保険を拡張することはない。

この（再）保険の他のすべての条件および制限には変更はない。

JL2021-014

2021 年 3 月 8 日

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文と内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。